

第2回圧力設備規格審議委員会 議事録

1. 日 時: 平成 19 年 10 月 25 日(木) 14:00~17:00

2. 場 所: 溶接学会会議室

3. 出席者: (敬称略)

能登委員長(千代田), 酒井副委員長(T E C), 阿部(NIMS), 荒井(KHK), 小林(横国大),
酒井(電中研/緒方委員代理), 佐々木(安衛研), 黒沢(横河電機/浅田委員代理), 石毛(IHI),
寺田(神戸製鋼), 吉田(三井造船), 青木(東電), 石丸(住化), 金川(ガス協会),
田原(石連), 木原(パスタリア), 佐藤(日揮), 樋口(IHI)

事務局: 大西、田中(HPI) 以上 20 名(委員数 18 名)

4. 資料 圧力設備規格審議 2

1. 第1回圧力設備規格審議委員会議事録案

2. 圧力設備規格審議委員会 委員名簿

3-1 第1回書面投票結果まとめ

3-2 技術基準作成基本方針、改正案要旨

4. 事務局修正案に対する意見まとめ

5. 圧力設備規格審議委員会規則改正案(改正案、事務局)

6. 圧力設備規格審議委員会規格制定基本方針(改正案 5、事務局)

7. 圧力設備規格審議委員会規格制定手順書(改正案 4、事務局)

5. 議事

能登委員長の司会のもと、以下の議事が進められた。

5-1 前回議事録の確認

資料 2-1 により、前回議事録案が読み上げられ、一部語句修正の上承認された。

(語句修正)・出席者欄、緒方委員の所属を日立から電中研に修正する。

なお、能登委員長から鏡氏へのアドバイザー委嘱について、次の報告があった。本人の意向打診の結果、快諾されたため指名し、委嘱された。この委員会は都合が悪く欠席である。

5-2 第1回書面投票の結果について

資料 2-3-1 および 2-3-2 によって、事務局から第1回書面投票の結果についての報告があった。書面投票議案 3 件の全てにおいて、意見付き反対及びコメント付き賛成があり、圧力設備規格審議委員会規則第 17 条 3(6)による採決までの手順を踏む必要があり、第1回書面投票は採決に至らなかった。書面投票の投票種別結果(参考資料として)及び意見付き反対の意見紹介があった。

5-3 圧力設備規格審議委員会規則改正について

資料 2-3-2、2-4 および 2-5 によって、事務局が原案改正箇所を読み、改正箇所毎に審議された。主要改正箇所は次となり、それに基づき事務局によって書き直し後、書面投票する。

- 1) 第 3 条、規格及び JIS の見直しの用語はこの規則で定義が必要なため削除する。
これに伴い、第 9 条 7 項も修正する。
- 2) 第 17 条(4)、手順書に記載の文の方がよく、それに書き換える。
- 3) 第 17 条(5)、“手順書に定める”の文章を冒頭に持ってくる。なお、“原案提出者”は、討議の結果“原案作成者”とする。
- 4) 第 17 条 4、技術的内容の変更か、編集上の修正かは委員長が判断するものとし、(1)として記載する。
- 5) 第 22 条、(事務局の責務等)の条の前に、手順書 9 項に記載の規格に関する事業についての記載を移す。

5-4 技術基準作成基本方針の制定について

資料 2-3-2、2-4 および 2-6 によって、事務局が原案改正箇所を読み、改正箇所毎に審議された。主要改正箇所は次となり、それに基づき事務局によって書き直し後、書面投票する。

- 1) 7 項、“原案作成部門”は“原案作成者”と統一用語とする。
- 2) 9 項、規格の普及促進は事業について述べているため、基本方針に記載するのは好ましくなく、規則の(事務局の責務等)の条の前に移す。
- 3) 別添 1、圧力設備規格審議委員会枠に“パブリックコメントの実施、対応”の文章が抜けているため、記載する。
- 4) 別添 2、廃止審議の圧力設備規格審議委員会枠に“パブリックコメントの実施、対応”の追記が必要。又、理事会承認後、圧力設備規格審議委員会は規格廃止の周知が必要。

5-5 技術基準策定手順書の制定について

資料 2-3-2、2-4 および 2-7 によって、事務局が原案改正箇所を読み、改正箇所毎に審議された。主要改正箇所は次となり、それに基づき事務局によって書き直し後、書面投票する。

- 1) 3 項、審議レベルの名称は、提案資料のレベル 及びレベル とする。
- 2) 4 項、基本方針の別添 1 及び基本方針の別添 2 によることとして、別添 1 及び別添 2 の図は手順書から削除する。これに伴い、別添の番号が繰り上がる修正を

する。

- 3) 6 項、専門研究委員会又は臨時専門委員会(以下、原案作成者)と修正する。
- 4) 6 項 5)、変更が技術上か編集上かの判断は委員長がすることとし、“委員長が判断”と追記する。
- 5) 7 項 2)、“委員長は、必要に応じて、パブリックコメントの応募状況を勘案し、実施期間をさらに最大 30 日間まで延長することができる。”と修正する。
- 6) 9 項 2)、7 項 2)と書式を統一する。

5-6 書面投票について

次の議案については、この委員会の審議の結果に基づき、再度事務局によって書き直した案によって書面投票による採決をする。なお、3 案とも委員長により、変更は編集上の変更と判断された。

- 1) 圧力設備規格審議委員会規則改正案
- 2) 圧力設備規格審議委員会規格制定基本方針
- 3) 圧力設備規格審議委員会規格制定手順書

書面投票に付す前に、事務局書き直しの案を委員長、副委員長がチェックする。

6. 次回予定

未定

以上